



輯編部報情閣內

# 週報

行發日五月六

民國三十一年六月十五日總一號郵局發行(每期兩元)

五錢

輝く貯金村物語

貯蓄報國の途

貯蓄組合はかうしてつくる

歐洲大戰と列國の貯蓄運動

開封城の陥落

徐州會戰參加者の手記

貯蓄報國強調週間特輯

號七八第

昭和十一年六月上旬五日發行種郵便物認可  
（毎週一回水報日發行）

編輯部報情閣內

# 通報

行發日五十月六

輝く貯金村物語

貯蓄報國の途

貯蓄組合はかうしてつくる

歐洲大戰と列國の貯蓄運動

開封城の陥落

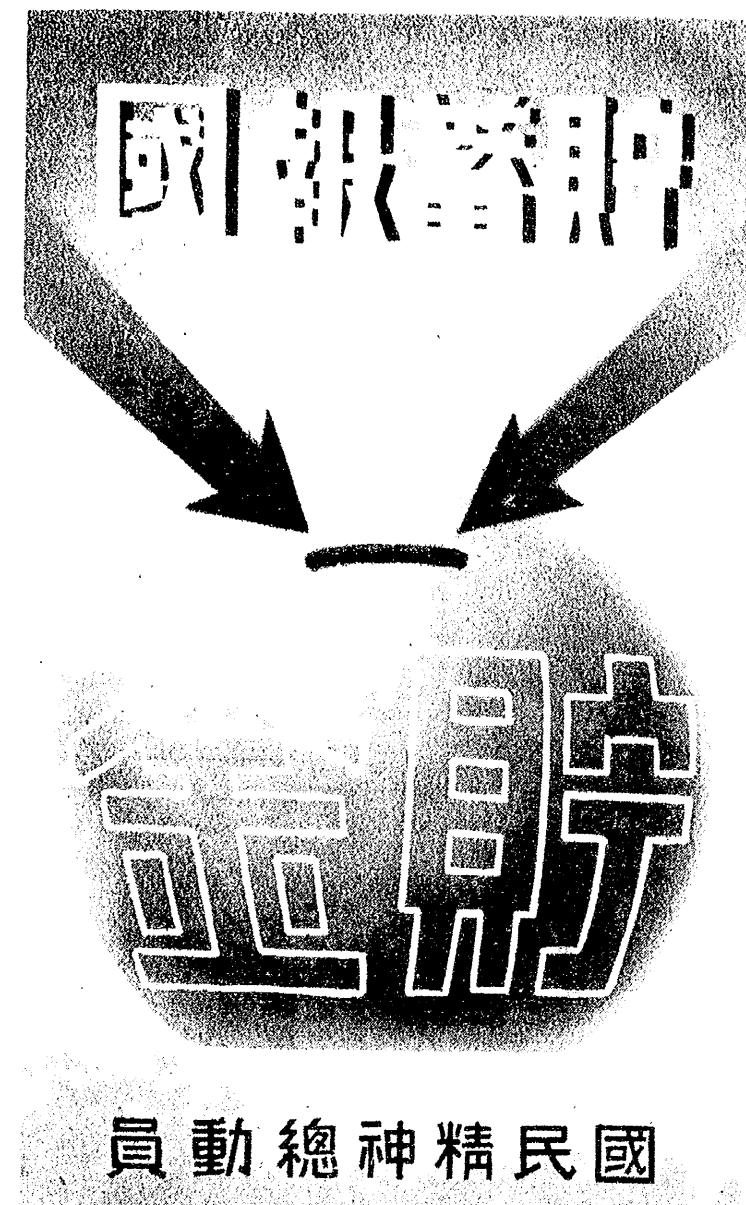
徐州會戰參加者の手記

貯蓄報國強調週間特輯

五錢

號七八第

電路光量違いにより重複撮影

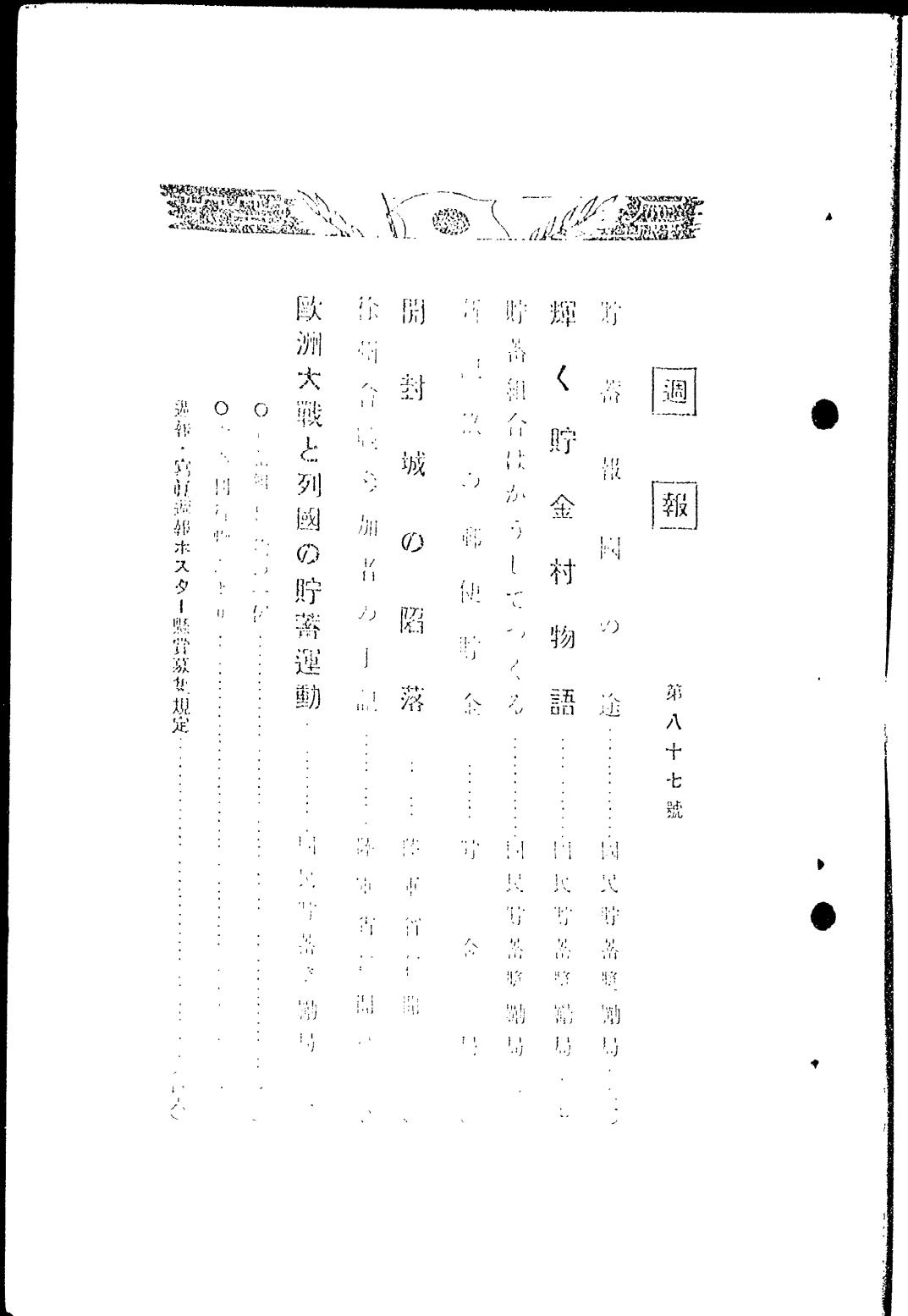


週報

第八十七號

- 輝く時金村物語 ..... 國民勞務獎勵局  
貯蓄組合はかうしてつくる ..... 國民勞務獎勵局  
新設の郵便局金三井開業 ..... 合同  
開封城の陥落 ..... 國防軍司令部  
徐福会員を加者の了記 ..... 資本家開港場  
歐洲大戰と列國の貯蓄運動 ..... 國民勞務獎勵局

連邦・寫真海報本スター賞募集規定



露光量違いにより重複撮影



週

報

第八十七號

- |                   |         |      |
|-------------------|---------|------|
| 貯蓄報國の途            | 國民貯蓄獎勵局 | (二)  |
| 輝く貯金村物語           | 國民貯蓄獎勵局 | (七)  |
| 貯蓄組合はかうしてつくる      | 國民貯蓄獎勵局 | (一五) |
| 新記録の郵便貯金          | 貯金局     | (一〇) |
| 開封城の陥落            | 陸軍省新聞班  | (二八) |
| 徐州會戰參加者の手記        | 陸軍省新聞班  | (二九) |
| 歐洲大戰と列國の貯蓄運動      | 國民貯蓄獎勵局 | (三一) |
| ○貯蓄組合規約の一例        |         | (四〇) |
| ○官廳刊行物だより         |         | (四五) |
| 週報・寫眞週報ボスター懸賞募集規定 |         | (四六) |

## 刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技術等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし、公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

## 最近號主要目次

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 第八十二號            | 徐州大包圍戰          |
| △ソ聯邦の軍備擴張        | △支那の鐵道          |
| △日本萬國博覽會について     | △日獨青少年團の交誼      |
| △蒙古高原の掃滅戰        | △南支の良港廈門を語る     |
| △一舉五十機を擊墜す       | △ガラス屑とガラス壊      |
| △支那海關日英取締の意義     | △近衛内閣總理大臣訓示     |
| △纖維質屑は何に變るか      | △纖維質屑とは         |
| △全國壯丁の教育情況       | △有價證券業取締法の解説    |
| 第八十三號            | △全國壯丁の教育情況      |
| △統後の健康報國         | △徐州戰と海軍の活動      |
| △產金策について         | △徐州陷落の反響        |
| △敗戦支那のデマ戰術       | △徐淮第三次五ヶ年計畫の全貌  |
| △江北の戰況進展         | △時局と轉向者の活動      |
| △抗日の根據地を開拓       | △產業勞動者と健康保險     |
| △チエコスロバキアの少數民族問題 | △戰況西方に進展す       |
| △產金統計            | △廣東の恐慌          |
| △銅屑はかく生れ變る       | △ブラジルの新移民法      |
| 第八十四號            | △新らしい補助貨幣と五十錢紙幣 |

△事變下に海軍記念日を迎へて

## 貯蓄報國の途

—國民精神總動員貯蓄報國強調週間に當つて —

## 國民貯蓄獎勵局

六月二十一日から二十七日にいたる一週間を期として、「國民精神總動員貯蓄報國強調週間」を實施することとなつたが、これは我が國現在の財政經濟狀態の下にあつて、貯蓄の一大増加がきはめて必要であることを國民全般に知らしめ、以て貯蓄報國の念を強調し、この機會に國民一致協力して更に一層貯蓄の實行に邁進せんとするものである。

聖戰既に一年に垂んとし、支那事變は愈々長期に亘る情勢となつた。我が國の財政經濟はこの長期戰に適應するやう、その體制を探つて行かねばならない。それには勿論種々の方策がとられねばならないが、國民貯蓄の増加といふことが、そのうちのきはめて重要なものの一つである。たゞ我々國民が、ここで最も注意しなければならないのは、この際いかに貯蓄の増加が必要であるかといふことを知るだけでなく、その必要を知つたならば直ちに實行を始めなければならぬことである。

### 一 勘蓄はなぜ必要か

この際、なぜ國民貯蓄の増加を必要とするかといふことについては、政府はあるゆる機會にこれを説いてきたから、今さら詳しく述べる必要はあるまいと思ふが、一言にしていへば、結局事變の目的を達成するのに必要な資金と物資の供給を確保するために絶対に必要なものである。

支那事變のために直接政府の必要とする経費は今日までに豫想されてゐるものだけで既に七十四億圓餘りに上つてゐる。この經費の大半は公債に依つて賄はれるのであるが、現在の國際情勢では、このために必要な資金を外國から借り入れることは期待出来ぬから、結局國民各自が貯蓄をして、直接この公債を買ひ入れるか、又は銀行その他の金融機關が國民から預つた貯蓄でこれを買ひ入れるよりほかに方法がないのである。

また我が國の軍需關係工業の生産力は、近年非常な進歩を示してきたのであるが、それでも決して充分ではない。殊に戰時には急速に多量の軍需品が必要となるのであるから、その生産力を充分擴張しなければならない。この軍需關係工業等の生産力を擴充するために、今後一年間に少くとも三十億圓以上の資金が必要とされてゐるのであるが、これも右に述べた公債消化の場合と同様に、國民各自が貯蓄して行かねばならないのである。

また他の方面から見ても、大體今後一年間に平年よりも五十億圓も餘計に資金が民間に支拂はれるのであるが、これが貯蓄されないで物を買ふことに使はれたら大變なることになる。我が國はいま戦争に必要なもの、即ち軍需品の生産に力を注いでおり、他の品物の生産を増すわけに行かないのであるから、物が増さないのにこれを買ふ人が多くなれば物が不足して物價が騰貴することは當然である。物價が騰貴すればすぐに軍需品の調辨にも支障を來たし、又國民の生活も苦しくなる。また我が國の物價が騰貴すれば我が商品の輸出も困難になり、従つてまた外國から物資殊に軍需品を充分に買ひ入れることが出来ぬやうになる。  
それだから國民はこの際は是非貯蓄につとめるやう心掛けねばならないのである。

### 二 勘蓄増加の目標

それでは國民全體としてどれだけの貯蓄を増加しなければならないかといふと、今後一年間に發行される公債約五十億圓の消化資金と生産力擴充資金約三十億圓とを合せた八十億圓を目標としなければならない。即ちこの八十億圓は戦争に必要な資金であるが、これは今日外國から借り入れることが出來ないのであるから國民は一致協力して貯蓄するよりほかに致し方がない。八十億圓といふと莫大な金額であり、こんなに多額の貯蓄は出來ぬと考へる者もあるかも知れないが、我が國の國民貯蓄

増加額は事變前でも約三十億圓に上つてゐるのに、今年は五十億圓も餘計に政府資金が散布され、しかもこれが殆んど外國に流れ出ないから、これを貯蓄に振り向ければ從來よりも五十億圓貯蓄を増して八十億圓の貯蓄をふやすことは必ずしも不可能ではない。

この八十億圓は戦争に必要な資金であつて、これが飛行機となり、砲彈となり、また我が忠勇なる將兵の糧食ともなるのであるから、この資金を貯蓄することは戦争の一部であり、重大な後方勤務である。このことを考へれば、我々銃後の國民は戦線にある將兵と同じ氣持になつて出来るだけ貯蓄に努めなければならない。殊にこの際所得の増加したやうな人々は、その増加した所得の全部を貯蓄するやうに心掛けて貯ひたいのである。

### 三 貯蓄の方法

貯蓄の方法は確實な方法ならばどんな方法によつても差し支へない。郵便局賣出しの國債を買ふことは勿論、銀行預金、金錢信託、郵便貯金、産業組合貯金、無記掛金、各種保険や郵便年金への加入、割増金附貯蓄債券の買ひ入れ等、各自が最も便宜としそうきな方法を選べばよいのである。

かうして資金が集まれば、その資金は「外國爲替管理法」によつて外國へ流れ出ることが出来ないやうになつてをり、又國內に於ても「臨時資金調整法」によつて不急不要の方面には使はれない

やうな仕組になつてゐるから、結局事變の目的を遂行するに必要な公債の消化と生産力擴充のためには使用されることになるのである。

貯蓄は各自が個々に行つて勿論結構なのである。もともと貯蓄は繼續して行はれなければならぬが、それには、團體的に貯蓄を實行する方が效果が多いと考へられるので、この際各方面に多數の貯蓄組合を作つて實行することにしたい。即ち貯蓄實行の第一線の機關としては、官廳、銀行、會社、工場等の職場を單位とし、或ひは商工業者團體、青年團、婦人會その他の團體を單位とし、或ひは町會部落等の地域を單位として貯蓄組合を作り、俸給、給與、賞與等を支拂ふに當つてその一部を天引して貯蓄し、又は收入の一部を貯蓄する方法によつて效果を收めたいと考へてゐる。

### 四 貯蓄報國強調週間に何をすべきか

この週間中に、實施すべき事項は、第一には貯蓄獎勵の趣旨を國民全般に徹底せしめることにあるのは勿論である。全國民一人々々が貯蓄の必要を理解するやう、關係各官公署、關係各團體はあらゆる方法によつて努力して頂きたい。そして理解すると同時に實行に移すために、本週間開始前までに貯蓄組合を設置して遅くも本週間から「規約貯金」を實行し得るやうにしたいのであるが、萬一色々の事情で本週間開始前に組合の設置に至らないときは、本週間中に是非とも設置して直ちに貯

蓄を實行するやう努力されたり。

なほ貯蓄の實行は金融機關の協力に依つところ大なるものがあるから、殊にその方面的の協力を願ひする。郵便局や銀行などでは週間に「日曜開業等貯金の便宜をはかる方法を講ずることとなつてをり、又「記念表示」の工夫をこらして週間に「記念貯金」を始めるやう奨めることになつてゐる。

以上貯蓄の必要、方法等について述べ、又貯蓄報國強調週間實施の趣旨等について述べた。繰りかへしていふが、我々國民が最も考へねばならぬことは、この際いかに貯蓄の増加が必要であるかといふことを知るだけでなく、その必要を知ったならば直ちに實行に移らなければならぬといふことである。勿論最近は物價も騰貴し増税も行はれてゐるので、別段所得の増加しない人の中には、貯蓄が相當困難な者もあるらうが、この際貯蓄が國家のために是非とも必要であることを考へ、又あらゆる犠牲をしのんで戦つてゐる皇軍の將兵を想ひ、自分の生活を顧みてその改善、簡易化を圖る等あらゆる工夫をこらして貯蓄の餘地を見出し、その實行に邁進するのが、銃後の責務であると考へるのである。



## 輝く貯金物語

國民貯蓄獎勵局

古言に「人にたよるな貯蓄にたよれ」といふのがあるが、世の中の貧困故の數々の悲惨な出来事を見聞すると、誰しも切實に貯蓄のある者のゆとりがうらやましくなるだらう。貯蓄をしようにもできないといへばそれまでであるが、その人たちの中にはほんとにその周圍に理解があり、また注意深い指導者があつたらと思はれるものもある。もちろん、その人自身の自覺から、貯蓄にはげむことが肝要ではあるが、環境により、あるひは便利な貯蓄機關などがないために、つひこの緊要な貯蓄の觀念に達さかるものも多いやうにも思はれる。川柳に

これ小判たつた一晩ぬてくれろ  
といふのがある通り貯蓄はなか／＼むづかしいものであるが、そのむづかしいところに、成功した場合の

いふにいはれぬよろこびもある。

今度の貯蓄獎勵運動は一身一家の爲めといふに止まる、國家の爲めといふ大きな目的を以て企てられたのである。この運動の趣旨が全國に普及すれば、必ずや國民精神總動員の表現として大きな效果をもたらすこととは疑ひないと思ふが、それには地方の各種機關や指導者が真先に考へ、これを誘導することに努力を拂はなければならぬ。今までに當局で知り得た全國の模範的な貯蓄市町村や組合等が、いづれもよき機關と指導者とによつて育てられつゝあることを思ふとき、ひとしほその感が深い。

中には自分自身の體験から、機關や周囲を動かした感激すべき事柄や、眞に郷土を愛し貧弱町村を更生させようとした先覺者のなまぐましい事例も多いが、殊

にかうしたものこそ盛りあがる自らの心願であるだけに迫力があり、成功も早い。

國民貯蓄運動局が出来てから日は浅いが、この運動に熱心で、自己の尊い経験を基礎とする獻策を申し出でられる人々がずつと多いのに驚かされる。以下の實例が物語るやうに今日の模範村、模範組合にあつては多くの人の努力と犠牲とが大きな仕事をなし得たことに注意してほしい。そして今日の時局に對し、新らしい認識を持つて自らを顧み他を誘導し國策に協力していくべきのである。まず最初に

#### 一 家一萬圓をめざす、錢貯金

といふのがある。これは神奈川縣鎌倉郡中和田村信用貯蓄購買利用組合でやつてゐるもの。その區域は中和田村の一部で組合員の數は百五十人であるが、貯金の總額は二十三萬五千三百七十圓に上る優秀な成績である。この組合では貯蓄思想の根源を信仰に置いて、家産一萬圓造成を目標としてゐる點で、特長づけられてゐる。即ちこの組合員は一萬圓貯蓄するまでは、幾



中和田村の中田の風景

(8)

代に涉つても實行するといふ固い申合せをしてゐて、毎朝佛壇に禮拜し、その度毎に一錢以上を靈前に供へる心持で、佛壇に備へてある貯金箱に入ることにしてゐる。

この貯金は、毎月二十日に産業組合の役員が各當部落を巡回して集金するのだが、この賽錢貯金だけで既に三萬一千六百四十圓に達してゐる。次には

#### 耕地を村民で握らうと親ゆづりの十錢貯金

秋田縣北秋田郡下川沿村立花部落は戸數四十六戸、耕地の全部は他部落の地主所有といふ貧弱部落だつた。明治四十三年一月部落の中島、長崎兩氏がこの貧困部落を建て直し耕地の全部を自分達が所有し小作から自作に進まうと、部落の三十二名と力を合せて十錢貯金をはじめ二回七十五錢を同年一月二十五日集めたのが現在の基礎である。この長期月掛貯金は自分たちの部落の耕地が全部自分たちの所有になるまで十錢以上毎月二十五日に必ず貯金し、各自の名義にしてゐる

#### 虚體を廢して報國貯金券

といふのがある。國債應募に備へる産業組合の報國金をはじめ二回七十五錢を同年一月二十五日集めたのが現在の基礎である。この長期月掛貯金は自分たちの部落の耕地が全部自分たちの所有になるまで十錢以上毎月二十五日に必ず貯金し、各自の名義にしてゐる

(9)

竹、梅、龜、地の七種類に分れて、天印が最高額の一圓券、鶴印は六十錢券、松印は五十錢券、竹印は四十錢券、次いで梅印三十錢、龜印二十錢、地印は最低の十錢券で、これを贈られた村人は券のまゝ産業組合に拂込めば天印のものならば一圓の報國貯金として貯金通帳に記入される仕組となつてゐる。そしてこの報國貯金券は金に換へることは絶対に御法度といふ厳しい條件附だから非常時局にふさはしい貯金勵行策である。

この村では結婚披露宴の場合は引出物にこの貯金券を添へ、また法事のときは酒を絶対にやめ、酒の代りに貯金券を添へ葬儀の香典返しにも貯金券、中元歳暮の進物にも貯金券、その他出産祝、誕生、節句、歳祝、普請祝、全快祝にも貯金券などと、贈答品と名のつくものは冗費を節約して報國貯金券一點張りの徹底した方法をとつてゐる。これに似たものでは、

#### 持たぬ山村に輝く五十萬圓

つけるといふ徹底的制裁を加へ現に舉村一致實行している。

實行當初は相當村民からうるさがられたが、結局村の首腦部の「斷」と村民の自覺とで現在村の信用組合の帳簿には總預金四十八萬餘圓といふ巨額が輝かしく記入され模範的な貯金村になつてゐる。

#### 二百五十名で十萬八千餘圓

これは神奈川縣吉濱信用組合の話、その區域は下足柄郡吉濱村の一部だが、組員の數は二百五十五名、その貯金の總額は十萬八千四百三十七圓に上つてゐる。

この信用組合では、月掛、當座、定期、更生等の貯金を組合員に勧誘してゐるが、そのうち月掛貯金は組合員の義務として勵行し設立以來實行してゐる。月掛け貯金義務額は出資金一口につき毎月五十錢である。

貯金の勵行については、五人を一單位とし、交五に當番となつて集金し、これを毎月五日に産業組合に貯金するのであるが、五ヶ年を一期として五ヶ年据置としてゐる。



てに前の合組用信村吉濱

(11)

る。滋賀縣東淺井郡小谷村がそれだ。

同村の信用組合理事長の狩野新一氏が三十年前、區長時代に「爲福會」といふ一種の生活改善同盟を組織し、田舎で一番経費のかゝる冠婚葬祭などのおつきあひがあまりに廣過ぎるので、一戸につき二十戸以内に限定したのがその第一着手で、村の各戸につき親類つきあひをする先を考へて、區の内外でその間柄の厚薄を調べ、縁の遠くなつた先へは區長名義で交際廢止の通告書を差出した。かうして縮少された交際範囲内的一切の贈答品は組合發行の「金券」を代用させ、貰つた券は全部組合で強制的に徵集して捌置貯金に預け入れ、必要やむを得ぬ場合を限り支拂ふ方法をとつてゐる。また消費節約上、嫁入りのときは持物を限定しこれを超過する場合には重荷料として村に出金させ、祝宴は一汁二菜、服装も主婦は羽織、處女會員は會員服で常髮、贈答品は勿論金券、披露は三圓以下分に應じて金員を出金させるなどの細則を設け、違反防止には青年團が當り、一圓から二十圓の違約金を徵收するほか、これに應ぜぬ者は村會に諸つて戸數割の等級に加増を

(10)

## 露光量違いにより重複撮影

アシア・アート・ギャラリー  
Asia Art Gallery

（12）



中津村の更生貯金

神奈川県中津信用販賣購買利用組合は、その区域が中津村外四ヶ村に亘り、組合員の數は六百四十三人だが、貯金の總額は十一萬二千圓餘に上つてゐる。

### 更生貯金に邁進

昭和七年板木縣下都賀郡大宮村が五百餘名の全員で組織した「一錢貯金」は現在までに總額七千五百圓に達し、組合長岸省吾氏外役員が相談の上五月初めに國債を買ふ事に決定したが、同村では今度さらに「一錢貯金」の強化を計り報國貯金と名づけて一口十圓の貯金を奨励し實行してゐるが、國民貯蓄運動が叫ばれてゐる折から平均二口を持つて貯蓄に精勤してゐる。又農村にふさはしい

### 一錢貯金を國債に

（13）

といふのがある。新潟縣高田市外和田村の横田惣太

昭和七年板木縣下都賀郡大宮村が五百餘名の全員で組織した「一錢貯金」は現在までに總額七千五百圓に達し、組合長岸省吾氏外役員が相談の上五月初めに國債を買ふ事に決定したが、同村では今度さらに「一錢貯金」の強化を計り報國貯金と名づけて一口十圓の貯金を奨励し實行してゐるが、國民貯蓄運動が叫ばれてゐる折から平均二口を持つて貯蓄に精勤してゐる。又農村にふさはしい



共済貯金組合の帳簿

郎翁は、青年時代（日露戰爭當時）から愛國精神に基づく貯蓄を自分自身實行すると同時に、村内の青年男女に勤儉貯蓄の奨励をして今日に至つてゐるが、翁の發案がこの「一錢貯金」である。これは、毎日各家庭で御飯を炊くとき米一握りを、炊かうとする米から減らしてこれを貯蓄するといふのであつて、翁の計算によれば、全國一軒残らずこれを實行すれば、一日で九千四百石、その代金は一石三十圓と見て二十八萬圓。一年間では、實に三百三十八萬石、その代金一億圓突破といふ數字を示すさうだ。

翁はこの貯蓄普及を畢生の事業とする覺悟で私財を投じて、印刷物の配布、宣傳に努めてゐるが、すでに村内に實行する者が多いといふ。けだし農村にふさはしい貯蓄の方法だらう。又

### 婦人會の日の貯金

といふ方法。これは岐阜縣益田郡下原村婦人會で實行してゐるもので、去る昭和十年來愛國貯金組合を結成してゐたが、さらに國旗掲揚ごとに一定額を貯金す

## 露光量違いにより重複撮影

アシア・アート・ギャラリー  
Asia Art Gallery

### 更生貯金に邁進

神奈川県中津信用販賣購買利用組合は、その區域が中津村外四ヶ村に亘り、組合員の數は六百四十三人だが、貯金の總額は十一萬二千圓餘に上つてゐる。



中津村の更生貯金

こゝでは昭和七年に組合員の更生を目的として「更生貯金」を實行することとなつたものだが、各部落十戸乃至十五戸位を單位として貯金組合を組織し、各貯金組合では、組合長又は當番が、毎月所屬組合員を廻つて集金するか、貯金箱を廻して自治的に貯金させ、組合に集まつた金を毎月産業組合から集金するといふ仕組である。

### 一錢貯金を國債に

昭和七年栃木縣下都賀郡大宮村が五百餘名の全員で組織した「一錢貯金」は現在までに總額七千五百圓に達し、組合長岸省吾氏外役員が相談の上五月初めに國債を買ふ事に決定したが、同村では今度さらに一錢貯金の強化を計り報國貯金と名づけて一口十圓の貯金を奨励し實行してゐるが、國民貯蓄運動が叫ばれてゐる折から平均二日を持つて貯蓄に精勵してゐる。又農村にふさはしい。

### 一握貯金

といふのがある。新潟縣高田市外和田村の横田惣太

(12)



太惣組合貯金帳簿の山

(13)

郎翁は、青年時代(日露戰爭當時)から愛國精神に基づく貯蓄を自分自身實行すると同時に、村内の青年男女に勤儉貯蓄の奨励をして今日に至つてゐるが、翁の發案がこの「一握貯金」である。これは、毎日各家庭で御飯を炊くとき米一握りを、炊かうとする米から減らしてこれを貯蓄するといふのであつて、翁の計算によれば、全國一軒残らずこれを實行すれば、一日で九千四百石、その代金は一石三十圓と見て二十八萬圓。一年間では、實に三百三十八萬石、その代金一億圓突破といふ數字を示すさうだ。

翁はこの貯蓄普及を學生の事業とする覺悟で私財を投じて、印刷物の配布、宣傳に努めてゐるが、すでに村内に實行する者が多いといふ。けだし農村にふさしい貯蓄の方法だらう。又

婦人會の日の丸貯金

といふ方法。これは岐阜縣益田郡下原村婦人會で實行してゐるもので、去る昭和十年來愛國貯金組合を結成してゐたが、さらに國旗掲揚ごとに一定額を貯金す

る「日の丸貯金」を昨春からやり始め、役場員、同村駐在の各官吏などもこれに加はつて中々好成績をあげてゐる。それから次のやうな感激に満ちた話もある。

#### 戰線の勇士から貯蓄奨勵

埼玉縣南埼玉郡八幡村大曾根の千葉新一郎氏は、今回的事變に應じて今なほ某方面で活躍中であるが、陣中で貯蓄奨勵運動の開始を知り、日頃氏が考案研究の結果得た「日々貯金案」の印刷物を添へて國民府蓄奨勵局を激勵して來た。誠に感激に堪へないことである。この案の骨子は、同一會社、又は同一地區の人で、貯金組合を作り、毎日十錢死積立てて、一面貯蓄をして、互助の機能を加味しようといふのである。

#### 貯金の中から善種金

創立が古く、貯蓄のかたはら相互扶助を目的とするものに靜岡縣庵原郡奥津町中宿共濟組合がある。會員は二十四名、現在貯蓄高二萬五百十一圓、個人別の最高が二千七百二十八圓、最低でも三百餘圓あり、一人

平均八百五十四圓餘である。規定には「各人の月掛金は毎年末にその四分の三以下の金額を拂戻し得」とあるが拂戻しが少なくこの通り好成績を擧げてゐる。貯金方法は毎年新年總會に月掛高を決定し、毎日貳拾錢以上五十錢以内を貯蓄しそれをまとめて銀行へ月掛けするのである。なほ毎月の積立金から一戸當り一錢宛「善種金」と稱し組合に納入することとし、關東大震災、三陸地方災害義捐金又は恤兵金、出征家族慰問金乃至は勤儉力行者表彰金等にあててなり、既に相當多額を支出してゐるにかゝらずこの「善種金」だけでも現在百九十八圓ある。

そのほか、この組合では掛け金額の内から約一割を土臺金は組合員相互のため飢餓凶穢等の天災に備へ、常備金は組合員中から借用申出の場合の利用金にあてるのである。現組合代表者は塙口國太郎氏で、組合のため國家のため物心兩方に亘りこの特徴ある組合の育成に努力してゐる。

## 貯蓄組合はかうしてつくる

### 國民貯蓄奨勵局

#### 全國あけて貯蓄組合をつくらう

備荒、貯蓄が個人經濟にとって必要なことは説くまでもないが、今日いふところの貯蓄奨勵運動は、個人の貯蓄を國民的にまで展開し、勤儉貯蓄といふ修身齊家、もしくは私經濟的意義から脱却して、國家の非常時財政經濟政策としての重大な意義をもつてゐる。「貯蓄せよ、貯蓄せよ」といふ言葉は、單に精神訓育的な響しか與へないやうに思はれるかも知れないが、事實は戰時の經濟政策の最も重點をなすものである。將兵に對して勤員令があるやうに、われく錫後の國民の金に對して、「貯蓄せよ」と勤員令が下つたと同じほどの意義をもつてゐる。

さてそれならば、どうして國民的な貯蓄をするか。こ

れは國民的な協力を得なければ出来ることではない。單に政府のみの力、或ひは一片の法律で實效を期し得られるものではなく、政府はたゞ適切な行動の方向を定めるに過ぎない。歸するところ戰時に於ける錫後國民の熱烈な愛國心と非常の覺悟が根本の問題である。

そこで國民の精神と心構へについて、國民貯蓄をする實行方法が問題になるが、政府はその實行方法として全國的に「貯蓄組合」を結成することを適切と認めて各方面に勧奨してゐる次第である。この組合は銀行、會社、工場、礦山等の企業主體又は職場を單位とし、或ひは官公署を單位とし、或ひは市區町村内の町内會又は部落等の地域を單位とし、或ひは青年團、婦人會その他の團體を單位とするものと俸給、給料、賃銀、賞與等の支拂に當つてその一部を天引して貯金

させるか、毎月の貯金、收入の一部を貯金させる方法をとるものである。日本國中都鄙を問はず全國に亘り、官民、職業の別なく、老若男女の一切をあげて、この貯蓄組合を作り、その分に應じ、銃後奉公の愛國貯金に邁進していただきたい。特に時局關係によつて增收をみる軍需工業方面等の貯蓄組合の結成は、この運動の成果をあげ得るか否かの分岐點である。

#### 如何にして貯蓄組合をつくるか

貯蓄組合をつくるには、組合によつてその構成する人の職業の相違もあれば、地域的に都鄙の相違もあり、商業街、工業街の相違もあるから勿論一律につくることは出来ない。國民貯蓄奨勵局では大體四つの場合を想定して、國民貯蓄の規約例をつくつた。

一、官公署銀行會社工場等に設置する組合

二、商工業者その他團體に設置する組合

三、町内會、部落等に設置する組合

四、特に組合を設けずして貯蓄を行ふ場合

貯蓄組合をつくる場合に、どの場合の組合を問はず

共通してゐるものは、毎月の貯金をどれほどするか、

組合の各人が同一の率で貯金するか、收入に應じてこの率を決めるか、貯金率を決めた上はこれを毎月どうして継めるか、継める手段と擔當する人の問題がある。さて次には継つた金をどんな方法で貯蓄するか、郵便貯金かその他か、或ひは事變公債購入の資金に當てるかどうか等の問題が起る。次に假りに郵便貯金をするとして、共同で貯金をするか各人別の口座で貯金するか、同じく規約貯金をするにしても振込貯金にするかどうかの問題が起る。最後に拂戻しの場合をどうするか、會計の監督をどんな方法とするかといふ問題がある。

これらの問題の答へに資するため、國民貯蓄奨勵局では前述の四つの規約例をつくつたのである。勿論、團體で貯蓄する場合、何も必ず明確に組合をつくるなければならぬといふものではなく、各人が申合はせて貯金されてもよいのであって、現に第四の場合はそれに該當するのであるが、政府の建前としては申合組合といふ原則をとつてをり、なるべく組合の形をとよのへてもらひたいと思つてゐる。こゝでは最も代表的な第一の場合の規約例を卷末に紹介することにする。(四〇頁)

#### 貯蓄組合をつくる場合の具體的な問題

まづ前述の四つの場合の内、第一の官公署、銀行會社、工場等に貯蓄組合をつくることから述べてみよう。規約には目的、名稱、構成員、事務所、貯金の方法、世話人もしくは役員、その任期、報酬、貯金の手續を明記されるとよい。

目的は愛國貯蓄の趣旨を明らかにし、名稱はなるべく「何々國民貯蓄組合」とされることである。この場合、官公署、銀行、會社、工場等を單一の組合単位とするわけであるが、同じ官廳、同じ銀行内、同じ工場内であつても、職場は廣範囲にわたる。それを打つて一丸とした「何々國民貯蓄組合」とすることは、あまり組合員が多くなりすぎて困るといふときには、各課毎に、或ひは第一工場、第二工場といふやうな職場毎に、或ひは支店毎に作つてもよい。或ひは既に類似の組合があればこれを改組してもよい。組合にはその組織單位である官廳、營業所、工場等に在勤する者全部に入つてもらふ。重役や工場主も奮つてこれに參加

し、他に範を示す意味で貯金の率は一般よりも高くして貰ひたい。

貯金の率については、收入に應じて段階を設け、高額に行くに従つて累進的<sup>るきんせき</sup>に増加することである。毎月貰ふ給料賃銀と、一年に一回又は二回まとめて貰ふ賞與とは、後者の方の率を高くすべきだらう。事變前に比し増加した所得は今度の貯蓄奨勵の趣旨に顧み、原則としてこれを生活の膨脹にあてず、その増加所得の全部を貯蓄に向けるやう、貯金の率を定めることが望ましい。國民貯蓄奨勵局で作つた規約例の別表にはこれらの點を考慮して基準となるべき貯金の率を掲げておいたが、これを参考として貯金の率を定めて貰ひたい。扶養家族の有無、大都市と地方との生活上の相違、多額の負債を有すること、失業した人が就職した場合、病氣、借家か自己家屋か、既に毎月多額の貯金をしてゐるかどうか、保険料等を斟酌して、各個人の貯金額に多少の相違をつけるのである。これは特殊事情の斟酌<sup>じんぞく</sup>ではあるが、原則としては貯金率に基準を設けてそれに近いやうに努力されることを希望する。

貯金を繕めるには、会計係で給料や賃銀、賞與を支拂ふとき天引して繕めるのが一番便宜であるが、職場毎に給與係若くは庶務係があるときは、この人を擔當者として纏めてよい。貯金が纏つたところで、これを預け入れる方法であるが、これには確實な方法がありさへすれば何んでもよい。

假りに貯金の方法として郵便貯金をとると、「規約」がよい。この規約には勿論貯蓄組合の規約を織り込めばよい。普通の郵便貯金ならば利子は三分七厘六毛であるが、この場合あらかじめ年限を決めて、三年なら三年と「据置貯金」にすると「厘七毛餘程利子は高くなる。又通帳の問題であるが、共同で貯金する時は一箇の通帳ですむが、組合の内部では各自の貯蓄額を明らかにして置かなければならぬ。この手数を省くためには各人別の口座で通帳をもつ方がよい。しかしこれでは多數の通帳のことであるから一時に郵便局へもつて行つて即座に貯金額を書入れしてもらふわけには行かない。そこで郵便局とよく打ち合はせをして、給與日の豫じめ一週間前に通帳だけを郵便局に手渡して、給與日の實際貯金する金額をもつて行く日に、書

入れした通帳を手渡してもらふ方法をとる。従つてこの方法に依る時は、豫め貯金する額は各人に決定されてゐなければならぬ。もし増額するとか、病氣等で減らす場合は少くとも通帳を郵便局に手渡す前にいはなければ、その月の分は從來と同じ率の貯金をすることがある。

各人の通帳の金額が、小額國債を購入する金額に達する時は、あらかじめ國債購入を目的としてゐる場合は、引出して國債を購入するのもよい。しかしこの場合にはその證券を手放さないといふことが大切であるから、郵便局に保管させ、その保管通帳を組合で保管するといふと思ふ。

拂戻の場合は努めて制限し、退職、轉勤又は死亡の場合に限り、その他の場合は重い病氣、不慮の災害等特別の事由に依つて金の必要な際に組合長の承認の下に拂戻しをすることとする組合長は役所ならば局長や課長、會社ならば社長なり支店長なりがなる。工場ならば工場長がなる。尤もこの愛國貯金は支那事變のために行ふものであるから、事變終了後は拂戻しの制限を緩和してもよい規定を設けてよい。

次は監督の問題であるが、組合員は何時でも組合に請求して通帳(郵便貯金の場合)を見ることが出来る規定を設ける。組合長が隨時監督するか或ひは特別に監査の擔當者を設けてよい。

大體、給料賃銀に基づいて生活してゐる人たちを構成員とする貯蓄組合の場合は、前述の方法でつきてゐると思ふ。この場合の組合は最もつくり易いのであり、又この内には政府が貯蓄奨励に主力を注いでゐる時局關係の會社、工場も含まれるわけであるから、この方面の人々は特に貯蓄組合の結成に力を盡されたい。

第二の商工業者その他團體に、貯蓄組合をつくる場合はどうするか。これは主として同業組合その他を指すのであるが、大體第一の場合に準じて行へばよい。たゞこの場合は収入が月給のやうに解らぬから、貯金の率を決めるについて、申合せに依つて決めるべく知つた人達の手で決めるかすればよい。同業組合内で有力な信望家を中心の世話人として、結成を圖ることである。集金の方法は毎日又は毎月一定の日に集金

人に集めさせ、或ひは組合員が交代で集める。預け入れば各組合員が銘々に行ひ、その預け入額を組合へ通知するといふ方法も一方法であらう。青年團、婦人會等の場合も、大體これに準じて行はれてよい。

第三の町内會部落等に貯蓄組合をつくる場合は、從來の町會を利用され、町會費を集める時に同時に集められるもよい。第四の組合を設けずして貯蓄の申合はせをする場合は、幹事當番を決めて各人の貯金を纏め預け入する方法を探る。率も申合せに依つて決める。拂戻しその他は大體第一の場合に準ずる。

大體、貯蓄組合をつくるには右の四つの場合を参照すればあてはまること思ふが、要は貯蓄組合をつくつて貯蓄實績の向上を期することである。その成否は直ちに國運飛躍の運命に懸ることを銘記されて各方面に續々貯蓄組合が設置され、「團體のある所必ず貯蓄組合あり」といふ域に迄達することを切望する次第である。

## 新記録の郵便貯金

貯金局

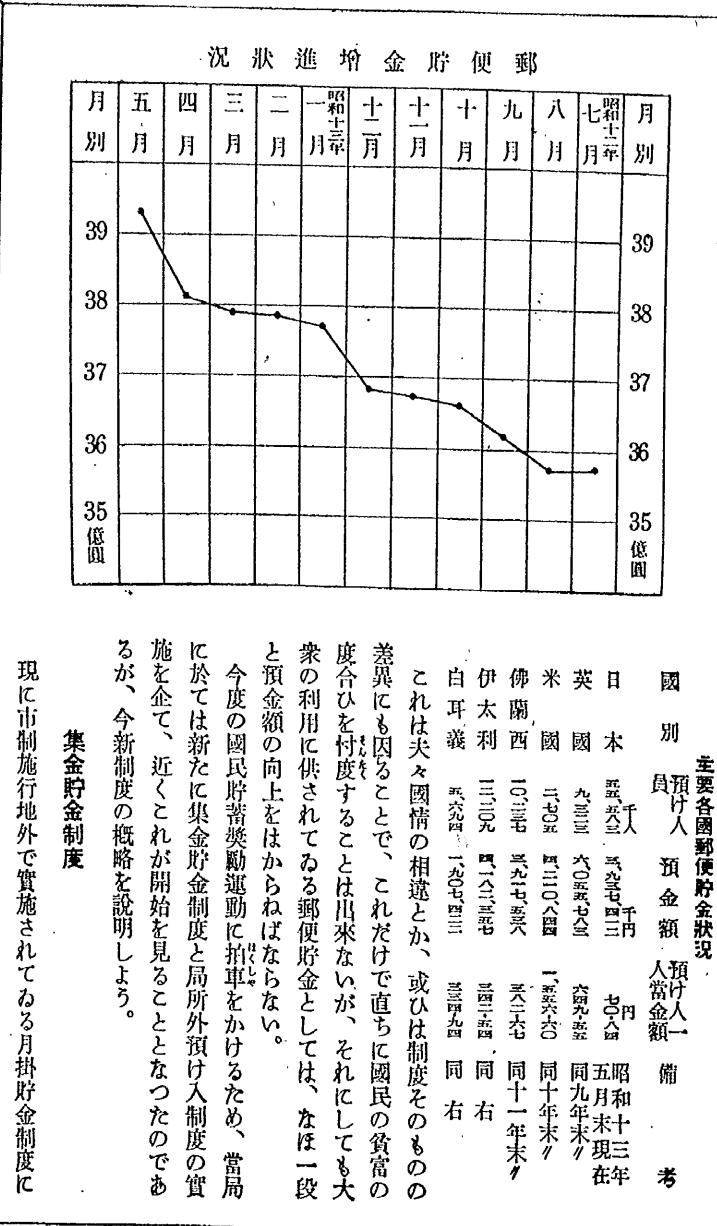
事態が戦時体制に入るに及んで銃後國民の緊張は各貯蓄機關に反映していづれも顯著な増加を示してゐるが、そのうちでも郵便貯金は益々増加の趨勢を續けて、五月末現在に於ては預け入員五千五百萬人、預金額三十九億三千萬圓となつて、事變勃發以來十一ヶ月間に於ける預金増加は實に四億二千萬圓の巨額に達してゐる。

その増進状況は別表の通りであるが、事變前即ち昨年六月末三十五億一千萬圓であったものが八月に入つて小額の減少を示したとはいへ、事變が愈々重大化するに従つて、爾來各月とも著しい増加を續け、九月には三十六億圓臺に、本年一月に入つて三十七億圓臺に、さらに四月には三十八億圓臺に、又五月には昭和十二

年度元カリ子が九千五百餘萬圓組込まれた關係もあつて、遂に三十九億圓臺に達したのである。このやうに短期間に億の単位を更新したことは郵便貯金史上劃期的のことといはねばならない。

今日郵便貯金は大藏省預金部資金の約七割を占めており、戦時財政經濟政策の遂行上極めて重要な國債消化に寄與してゐるばかりでなく、或ひは地方に貸出される低利資金の有力な財源となつてゐるのであるが、その預金額が以上の如く愈々増勢を辿りつゝあることは邦家のため誠に欣快に堪へぬところである。

しかしながら、これを預け入一人當りにすれば僅かに七十圓に過ぎず、世界各國に比較するとそこになほ甚だしいへだたりがあることを知らねばならない。



これは夫々國情の相違とか、或ひは制度そのものの差異にも因ることで、これだけで直ちに國民の貧富の度合ひを付度することは出来ないが、それにしても大衆の利用に供されてゐる郵便貯金としては、なほ一段と預金額の向上をはからねばならない。

今度の國民貯蓄獎勵運動に拍車をかけるため、當局に於ては新たに集金貯金制度と局所外預け入制度の實施を企て、近くこれが開始を見ることとなつたのであるが、今新制度の概略を説明しよう。

### 集金貯金制度

現に市制施行地外で實施されてゐる月掛貯金制度に

# 開封城の陥落

陸軍省新聞班

## 一 概況

徐州大包围の華々しい會戦をよそに、蘭封附近の敵の堅陣を突破し、二十ヶ師に餘る敵中央軍の重圍の裡に孤軍奮闘を續けてゐた我が軍は彈薬、糧食の準備なるや、決然攻勢に轉じ、忽ち四周の敵を潰滅して西に追撃し、河南の要衝開封を占領した。

杞縣方面の各部隊も破竹の勢ひを以て敵を潰滅した。江北方面に於ては鳳台、壽縣、正陽關が相次いで陥落し、漢口を圍繞する防禦線はもろくも逐次に崩壊して漢口も今や守り薄しの感が深い。

蒙疆方面に於ても我が軍は共產第八路軍の一部及び偉作義、何柱國軍を遠く邊疆に擊破して、その遊擊企圖を完全に封殺した。

## 二 開封城の陥落

1. 蘭封西方、三義砦、丁砦、曲興集の線に於て攻勢を準備中であつた部隊は六月二日午前十時一齊に攻勢に轉じた。

殊に右翼方面の敵は第二十二師、第四十六師、第一百一師に屬する約二千であるが多數の死體を遺棄して西方に潰走。我が軍は直ちに西方に向つて急進を開始し、四日夕には敵の抵抗を撲滅しつゝ、開封東方約三里大門砦、興隆集の線に進出、五日には開封城に近迫し湖岸に乗じて愈々開封城の攻撃を決行した。

各部隊は猛烈な砲火を犯して逐次城壁に肉薄し、先づ午後六時野戰重砲を以て北門、東門及び城壁の東北角に突撃路を開設し、午後八時全砲兵の一齊集中射撃を行

類似した制度であつて、その特色は大體次の通り。

一、一定の貯金額(百圓以上で百圓未満の端数をつけることは出来ない)に達する迄毎月一回所定の金額(二圓、三圓、五圓、七圓、十圓であるが毎回同一金額なることを要しない)を集金人に預け入れるもので、一定の貯金額に達する迄は拂戻しをしない。

二、利率は通常貯金と同じで年二分七厘六毛をつけらる。

三、通帳には預け入を證明するために預け入金額を表示した證票を貼附する。

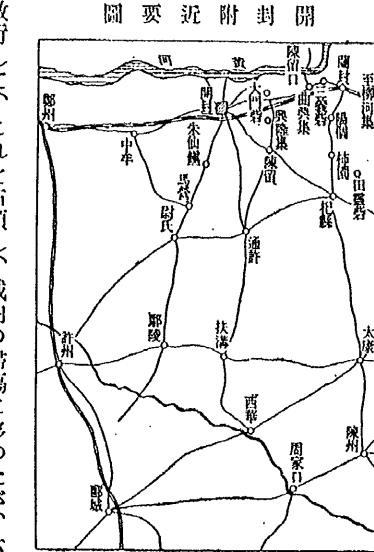
## 局所外預け入制度

この制度は一名出張貯金ともいはれ、古く明治三十一年創始にかかるもの。實施以來その成績は相當見るべきものがあつたけれども、昭和六年都合によつて一日廢止されたが、今度これを再興して郵便貯金獎勵施設の一つに加へることとなつた。これは多數預け人の集合してゐる官廳、會社、學校、工場等に對し一定の期日に郵便局員を出張させて貯金預け入の取扱ひをするものである。

| 月別      | 現 在 高 |       |      | 前月ニ比シ増<br>▲減 |
|---------|-------|-------|------|--------------|
|         | 預け入員  | 預 金 額 | 預け入員 | 預 金 額        |
| 昭和十二年五月 | 五、千人  | 五、千人  | 五、千人 | 五、千人         |
| 六月      | 五、千人  | 五、千人  | 五、千人 | 五、千人         |
| 七月      | 五、千人  | 五、千人  | 五、千人 | 五、千人         |
| 八月      | 五、千人  | 五、千人  | 五、千人 | 五、千人         |
| 九月      | 五、千人  | 五、千人  | 五、千人 | 五、千人         |
| 十月      | 五、千人  | 五、千人  | 五、千人 | 五、千人         |
| 十一月     | 五、千人  | 五、千人  | 五、千人 | 五、千人         |
| 十二月     | 五、千人  | 五、千人  | 五、千人 | 五、千人         |
| 昭和十三年一月 | 五、千人  | 五、千人  | 五、千人 | 五、千人         |
| 二月      | 五、千人  | 五、千人  | 五、千人 | 五、千人         |
| 三月      | 五、千人  | 五、千人  | 五、千人 | 五、千人         |
| 四月      | 五、千人  | 五、千人  | 五、千人 | 五、千人         |
| 五月      | 五、千人  | 五、千人  | 五、千人 | 五、千人         |
| 六月      | 五、千人  | 五、千人  | 五、千人 | 五、千人         |
| 計       | 五、千人  | 五、千人  | 五、千人 | 五、千人         |

(22)

ひ、午後八時二十五分遠山部隊の加島部隊は、一舉に東北角に突入して城壁の一角を占領、晴れの日章旗をたてた。



敵は鄭州から更に洛陽に亘る地區に後退した模様であ

敵は鄭州から更に洛陽に亘る地區に後退した模様である。  
開封城及びその近傍にあつた敵は商震の第百四十一、  
第百四十二及び第三十四師に屬する約五千で多大の損害  
を受けて西方へ潰走した。

我が損害は戦死四十七、負傷百一十五である。

百の敵と遭遇交戦したが、敵の遺棄死體は少くも三百を下らず、西に向つて潰走した。

西方に追撃し三日夕通許を占領、更に西進して四日夕殆んど戦闘を交ふることなく尉氏を占領した。

京漢線はすでに約八里の彼方に横はつて、攻略に任じた部隊は三日夕これを占領した。一、二兩日の杞縣附近の戰闘に於て交戦

萬で遺棄死體は二千二百に達した。我が損害は今までに判明したもの死傷計約百名である。

3 我軍の一部は、日以來柳河驛南方で、約一ヶ師の敵を攻撃中であつたが、三日これを撃退して午後、柳河

卷之三

卷之三

追り一部は瓦埠湖を渡湖して壽縣の南方に達した。

五月遂に壽縣を占領した。

第百三十師等の數ヶ師に上るものであつた。

A detailed map of the northern section of the Great Wall of China, showing its winding path through rugged terrain. Key locations labeled include: 閻安至 (Yan'an to) at the bottom right; 舒城 (Shucheng) near the bottom center; 首亭 (Shouting) at the bottom left; 三關守 (San Guan Shou) in the middle left; 殘軍集 (Zhanjun Ji) in the middle right; 周田莊 (Zhou Tian Zhuang) at the top center; and 唐縣 (Tangxian) at the top left.

A map of the northern Silk Road route, showing its path from the West to the East. Key locations labeled include Dunhuang, Juyan, Yumen Pass, and Lanzhou.

2. 徐州を屠つて赫々の譽を恣にした我が軍の一部  
包圍車の北より敵を平息してよく有終の美を全うし

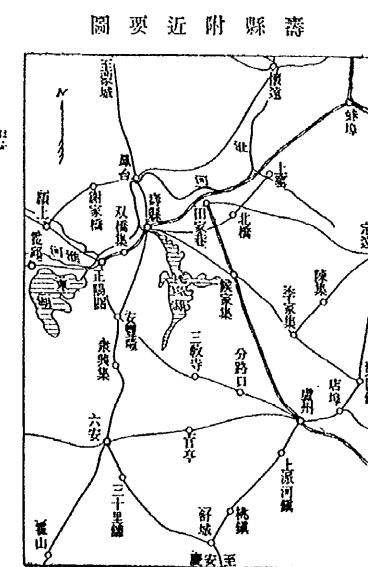
たのち、一意南下中であつたが六月三日鳳台の北方地區に達し、續いて四日早朝一舉に鳳台を占領し、主力を以て

三  
江北の戰況

敵は第七十四師の約五、六千で野砲、迫撃砲數門を有してゐた。敵は遺棄死體のみにても約四百。我が損害は死傷合せて約百名である。

敵は第七十四

五月遂に壽縣を占領した。



方約三糠)附近で淮河を渡河し壽縣——正陽關道を遮断

した。

續いて正陽關に向ひ前進し五日夕正陽關東側に近迫して猛攻を加へ、六日午前零時二十五分正陽關東門を占領、續いて城内に突入し未明には完全に掃蕩を終つた。敵は第百三十一師、第百三十五師等の廣西軍である。

#### 四 蒙疆方面

1. 共產軍第八路軍は四月の半頃から山西省東北部地區に進入、蠢動を開始する様模があつたので、我が軍は機を失せず討伐を行ひ、各地にこれを潰滅した。主な討伐は次の通りである。

イ、四月十二日陽原附近で共產匪約四百を潰滅遺棄死

體約百五十、鹵獲小銃六十。

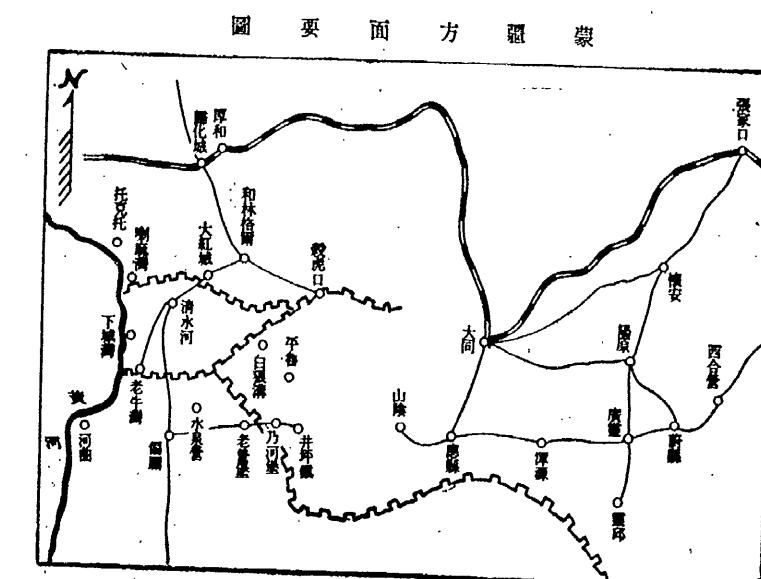
ロ、五月六日廣靈附近で共產匪約二百五十を潰滅、

遺棄死體約百。

ハ、五月二十四日西河營北方で共產匪約五百を掃蕩、

遺棄死體約四十

ニ、その他四月上旬から五月下旬までの小討伐の狀況



(26)

十一日及河邊附近で先づ、七、八百の敵を撃破し、六月二日には老營堡附近に陣地を占領して抵抗する約千の敵を攻撃適、南下中の何柱國軍と遭遇激戦を交へ三日正午頃遂に之を撃破して老營堡及びその一帯を占領した。

徐州會戰以來我が航空部隊は海軍航空隊と協同し主として陸軍部隊と密接な協同動作を行ひ、偵察、連絡、彈薬補充又は爆撃に目覺ましい活躍をした。

航空機の偵察以外にこれを知る手段は殆んどなく、偉大な成果をあげたのであつた。

偵察連絡等の行動は連日、寧日なき活動であるが、重複車事施設、密集部隊の爆撃等も亦枚舉に違ないほど

の多數に上り絶大な效果を發揮した。

我が軍は再びこれを擊破する目的で、北は托克托方面より東は平魯方面より前進し、五月二十九日には喇麻灣、大紅城の線及び清水河東方地區に達し攻撃を開始した。

各部隊は忽ち當面の敵陣地を突破し三十一日一旦清水

河附近に集結した後、直ちに敵を急追して六月三日には

老牛灣、水泉營に進出した。

又井坪鎮より偏關方面に前進した松吉部隊は五月三

## 徐州會戰

### 參加者の手記

陸軍省新聞班

て水筒につめる。井戸は、一里か二里の間に散在した部落に一つくらいしかなく浅くてたまらぬドロ～となつてしまふ。

第一線の銃聲もやうやくときがちの夕暮、飯たきだ、馬に水與だ、露營の準備だとなか／＼多忙だ。夜間の強敵は蚊と南京虫と蝶である。家屋内に入つて寝る

五月九日朝霧をついて勇躍濟寧を發が誰でも一樣に緊張する。

し、南下、目指すは輔海線の過剰か、徐州我が南下軍は第

一戰に於て敵を一蹴し

約八ヶ師の據る敵陣を突破し、金鄉魚

湖は大抵小暗い中に起きて出發の準備

詩人たらばとも情説いて詩の一篇をもの

午後一時すぎ、この静かな空氣も前線

約八ヶ師の據る敵陣を突破し、金鄉魚

湖は大抵小暗い中に起きて出發の準備

が誰でも一樣に緊張する。

し、南下、目指すは輔海線の過剰か、徐州我が南下軍は第

一戰に於て敵を一蹴し

約八ヶ師の據る敵陣を突破し、金鄉魚

湖は大抵小暗い中に起きて出發の準備

が誰でも一樣に緊張する。

来たものはまづ何よりも自分の部隊の位・劍な深刻な場面を通り抜けることが出来置をきいて早くかへりたい。自分の部隊、まい。文の困苦と缺乏と労務の中では長を早く見たいと思ふのが、戦場の部下のやうな感情の動く餘裕もないと見るべき人情である。よしや目下の自分の部隊、だらう。それで誰でも會話は全く禪問答は第一線で最も危険な戦闘中であらうともあゝしかし彼の兵のたづねた部隊長、今朝五時半の拂曉戦に勇猛奮闘單身敵陣に乗り込んだ際に天晴れ名譽の戰死をしてゐるのだ。これをこの兵に知らして、いゝが悪いか、つひに黙して語らなかつたが、いまころは部隊長の甲冑の意氣込みで活躍をしてゐることであらう。

戦場では形容詞と感歎詞が全然存在しない。雄大な景色だと、血のやうに赤い太陽とか、悲壯とか、そんな情緒がないやうである。戦場を遠ざかつて心が落ちついた時にそんな感じはじめて湧いてくるのであって、一々物に感じたり泣きたりする様の細い神經では到底あの眞が雨と飛ぶ戦闘ばかりではなく、却つて、體力不足のため落伍することがある。する部下に斷乎として命令するのも上官の意志、よいかに難局を豫想されようとも、又これを受令した部下が責任を以て遂行せんとするのも部下の意志、これを實行に表はすのは即ち體力である。荒涼たる戦場では物の美麗、物質的多寡の意味を失ひ、たゞ精神力と體力だけが最も重要なものであり最後のものである。吾人は日常の修養に費したいと思ふものである。

一戦闘が終れば、「進軍だ」「强行軍だ」「宿營だ」「警戒だ」と寧ろ多くの苦勞がこれ等に拂はれてゐるのである。一度敵と衝突すれば日本人たる以上疲勞も負傷も忘れたやうな簡潔極まる又無味乾燥な言葉しれて必勝を信じて戦ふといふことは疑ひかきかない。

戦闘最後の勝敗は實に各個人の意志と戰闘と戰闘との間に於ける多くの難行に於ける部下に断乎として命令するのも上官の意志、よいかに難局を豫想されようとも、又これを受令した部下が責任を以て遂行せんとするのも部下の意志、これを實行に表はすのは即ち體力である。荒涼たる戦場では物の美麗、物質的多寡の意味を失ひ、たゞ精神力と體力だけが最も重要なものであり最後のものである。吾人は日常の修養に費したいと思ふものである。



## 歐洲大戰と列國の貯蓄運動

國民貯蓄獎勵局

あの歐洲大戰の戰費は一體どのくらゐかゝつたか。戰ひは龐大な物資と莫大な金を食ふことはよく承知してゐても、あの一戰で、聯合國側が六百七十六億ドル、同盟軍側(ドイツ側)が二百五十七億ドル、合せて九百三十三億ドルときいては一驚を喫せざるを得ない。さて、この莫大な戰費を參戰國がどうして調達したか。列國の爲政者がこれがためにどんなに日夜腐心したか。そして國民のすべてがありとあらゆる困苦缺乏に堪へて、血の出る思ひで、この「人類の試録」に處して來たか。それはいまこゝに、世界大戰史をひとくまでもないことで、各國ともに國家機構がたゞ一つの「戦争」といふ目標だけに集中されたのだつた。所謂戰時體制の編制に伴つて、莫大な戰費を捻出するため、財政政策は強化され、戰時公債は發行され、増税

は斷行された。そして列國に於て、國家が最後に最も頼り得る唯一の確實な方法として取り上げられたものは、他ならぬ「國民貯蓄」の實踐であつた。一見最も平凡なことのやうであるが、貯蓄を實行することは、決して容易なことではない。殊に急速に數十億といふやうな戰費をこれによつて得ようとする場合など、當局者の苦心も並大抵ではなかつた。

歐洲大戰に際して、列國がこの國民貯蓄を獎勵し、強行させるために、どんなに心を碎いたか。どんな方法が行はれたか。又この統後の貯蓄が、國民の燃える愛國の至誠によつていかに力強い實を結んだことか。以下、イギリス、フランス、ドイツ、アメリカの實際について簡単に紹介するが、そこには戰時體制下の日本が他山の石として學ぶべきものがあらう。

### イギリス

イギリスは聯合軍の中心だつただけに、苦衷も大きかつた。戦争の進行するにつれ年を逐うて益々多額の戦費を調達する必要に迫られた。

租税收入の増加をはかるだけでは足らない、としどし増發される戦時公債の資源を活用し、應募の促進をはかる目的で、政府は民間有力者と協力してまづ全國民的勤儉貯蓄奨励、戦時貯蓄債券應募の愛國運動を起すに至つた。

この際特に、戦争景氣によつて妙からざる收入を得てゐる労働者階級の消費の節約と貯蓄を奨励し、零細な資金を集め戦費にふり向けようとして、政府では戦時貯蓄債券を賣出し、「市営貯蓄銀行」を設立し、國民貯蓄奨励機關として、中央に「國民戦時貯蓄委員會」を、各地方に「地方貯蓄委員會」を設置し、この運動の統轄指導を行つた。そして、ロイド・ジョーディも陣頭に立て、「財力奉公」に関する告諭を出した。

「……戦場に於ける男子は勿論、女子に至るまで國家に捧げつゝある犠牲は世人皆知るところである。……統後を

守る者に對して、國家の求める犠牲なるものは、出征者の日々刻々命ぜられる犠牲に比すべくもない。出征者をしてこの艱苦をなめしめる間、世人は徒らに彼等の犠牲を傍観して自ら安逸を貪るが如きことのないやうに努めなければならぬ。……故にこの際能ふ限りの節約をなし、能ふ限りの金額を國家に貸し上げるのは全國民の義務である。老幼男女を問はず何れも皆歲月の經過に伴ひ、軍事公債所有額の増加を以て名譽の表彰とせよ。……さて余は統後を守る全國民に告げようとする。曰く、諸君の戰線とすべきは、その分を盡しつゝある工場、もしくは事務所にある。諸君の消費するか、もしくは節約せんとする店頭もしくは商店にある。諸君の公債を購入する銀行もしくは郵便局にある。而してこの戰線に達しの戰闘員となるには、頑張を探り行く要なく、砲火に向ふの必要なく、又何等戦慄すべきものなく、傷病の受くべきものがない。

義務及び愛國的道路は坦々として、諸君の面前に横はある。諸君一この道路に従つて進め。然ばば遠からずして我が國家を泰山の安きに置き、我が正義の途に勝利をもたらすであらう。」

かく烈々國民に「貯蓄報國」の途を説いた。

### 貯蓄奨励機關

國民貯蓄委員會

かうして國民貯蓄の必要が、戦時下の國民の胸裡に強く刻みつけられ、この運動は着々好成績を收め、貯蓄債券應募額も六億二千萬磅（一九一三年三月末累計）に達し、大戦終了後も「戦時」の名を捨て、「國民貯蓄委員會」「國民貯蓄債券」といふ名で、平時施設として残り、戦後經營に貢献したのである。

### 戦時貯蓄債券

普通の軍事公債はどうも應募成績が思はしくない。

一つ國民の零細な資金を吸收しようと思つて發行されたのがこれで、第一回賣出しが一九一六年二月、額面一磅、價格が一五、志六片、償還期限五年。「いま一五志六片」を政府に貸せば、五年後には一磅になつて還つて来る」上に、金利もよく、引出しの便法もあるといふので、これは依然良好な賣れ行きを見せた。最初は一磅券だけだつたが、後には十磅券、二十五磅券、五十磅券も發行し、戦後も「國民貯蓄債券」と改稱、今日に至るまで賣出されてゐる。

（33）

これは一九一六年六月首相アスキスの提唱で組織された中央に於ける貯蓄奨励の最高機關で、政府の指名する者と、全國十二區の代表十二名とを委員とする。（スコットランドには別に委員會がある）

地方貯蓄委員會

中央の委員會のもとに、大體各地方行政區域毎に設置され、その數一千二百五十。この組織は各區内の貯蓄組合代表者、地方公共團體代表者及び地方に於ける民間有力者を委員とし、貯蓄組合の監督、勵奨その他國民貯蓄に関する種々の問題を取り上げる。

### 貯蓄組合

これこそ貯蓄實行の第一線機關であり、「組合員をして割賦の方法で、しかも有利な條件で貯蓄債券を購入せしめる」ことを目的とするものである。

組合の設立は極めて簡単、組合員にならうといふ者が集つて、役員を選舉し、組合の様式、規約、國民貯蓄委員會への入會手續等を決定すればよい。

## 露光量違いにより重複撮影



WHEN INVESTED IN  
NATIONAL SAVINGS

NATIONAL SAVINGS CERTIFICATES  
POST OFFICE SAVINGS BANK  
TRUSTEE SAVINGS BANKS

さて組合に入ると、どう都合がよいかといふと、もし組合に關係なく毎週六片宛貯蓄して債券を購入しようとすれば、三十二週かゝつて十六志となり、初めてようとすれば、三十二週かゝつて十六志となり、初めて初めに達する毎に債券を購入しておき、各人の貯金が十六志になつたとき、組合からさきに購入しておいた目附の早い債券を受取り、その間の利子が手に入るわけである。又この際、無盡誘のやうに債券を籠で引いてうまく當つた人から先に入手するといふ方法もある。

又このほか、組合の方法としては、「組合貯蓄切手」と稱する六片宛の小札を一定のカードにはつて置き、三十二枚に達したとき、貯蓄債券の一枚と交換してもらふやうな手軽な方法もある。一般的に購入するのに大いに役立つた。

ある工場では雇主が貯蓄奨励の意味で、最初の六片

を自ら支出したり、或ひは配當の意味で最初と最後の二回分を負擔してやつたりするやうな雑志家も現れ、又生徒の貯金帳へ一志宛を寄附し、その貯金額に五割の割増金を寄附し小學校生徒の貯金を奨励するといつた有志家も出て來たほどであった。

「戦勝のために貯金せよ」とのポスターは街々から村々に國民の貯蓄熱を煽り、貯蓄組合は、どしどしひ方而に設立されて行つた。既存の労働組合、友誼組合、共同組合、建築組合をはじめ、教會、工場、會社、銀行、學校、俱樂部等あらゆる組合や團體を基礎として、この組合が設立され、その數は戦時中四萬一千を超えるに至つた。

そして、この貯蓄債券の賣上高は、一九一六年二月十九日第一回發行から一九一三年三月三十一日までに、券面額で六億二千二百萬磅の巨額に達し、その他貯蓄機關、特に零細な資金の吸收を目的とする郵便貯金と貯蓄銀行の貯金も、國民の貯蓄心を刺戟した結果増加した。

もつともこの貯蓄組合数は大戰終了後激減し一九一

三年には一万八千となつたが、その後漸次増加し現在は三萬八千、組合員約百二十五萬人に上り、いまだに大きな役割を演じつゝある事實を銘記する必要があらう。

### フランス

歐洲大戰勃發直前からフランスの經濟界は恐慌狀態を呈し、政府は一九一四年八月一日、ついに銀行と信用機關に對し預金支拂猶豫を施行したため國民一般の預金はいよいよ激減した。ところが一方、戰争は長期戦となり、戰費は無限に増大して行つた。そこで政府は國民の愛國心に訴へ、國民資金調達の非常方策に出で、最も成功したのが、「國防貯蓄證券」である。

この應募宣傳は極めて巧妙に行はれた。ある宣傳ポスターは、金色の鶏が金貨の中から地上に倒れてゐるド

イツ兵を啄んでゐるところを描き、「諸君よ、フランスのために黄金を獻ぜよ。黄金は戦捷を得るために戦ひつゝあり」と訴へ、あるものはフランス國民兵が「予は生命を捧ぐるを以て諸君は黄金を與へよ」と呼びかけ

## 露光量違いにより重複撮影



さて組合に入ると、どう都合がよいかといふと、もし組合に關係なく毎週六片宛貯蓄して債券を購入しよろしければ、三十二週かゝつて十六週となり、初めて債券が買へる。この間は少しも利子が得られない上に、それまでには誘惑されて折角の虎の子を使つてしまふこともあるらしく、非常な努力を要するものである。

自分ら支出したり、或ひは配當の意味で最初と最後の二回分を負擔してやつたりするやうな篤志家も現れ、又生徒の貯金帳へ一志宛を寄附し、その貯金額に五割の割増金を寄附し小學校生徒の貯金を奨励するといつた有志家も出て來たほどであつた。

「戦勝のために貯金せよ」とのポスターは街々から村々に國民の貯蓄熱を煽り、貯蓄組合は、どしどしへて設立されて行つた。既存の労働組合、友誼組合、共同組合、建築組合をはじめ、教會、工場、會社、銀行、學校、俱樂部等あらゆる組合や團體を基礎として、この組合が設立され、その數は戦時中四萬一千を超えるに至つた。

そして、この貯蓄債券の資本高は、一九一六年二月十九日第一回發行から一九一三年三月三十日に至る間に、券面額で六億三千一百萬磅の巨額に達し、その他、貯蓄機関、特に零細な資金の吸收を目的とする郵便貯金と貯蓄銀行の貯金も、國民の貯蓄心を刺戟した結果増加した。もともとの貯蓄組合は大戰終了後激減し、一九二

三年には一万八千となつたが、その後漸次増加し現在は三萬八千、組合員約百二十五萬人に上り、いまだに大きな役割を演じつゝある事實を銘記する必要がある。

■ ■ ■ フランス ■ ■ ■

歐洲大戰勃發直前からフランスの經濟界は恐慌状態を呈し、政府は一九一四年八月一日、ついに銀行と信用機關に對し預金支拂猶豫を施行したため國民一般の預金はいよいよ激減した。ところが一方、戰争は長期戦となり、戰費は無限に増大して行つた。そこで政府は國民の愛國心に訴へ、國民資金調達の非常方策に出で、最も成功したのが、「國防貯蓄證券」である。

この應募宣傳は極めて巧妙に行はれた。ある宣傳ポスターは、金色の鶴が金貨の中から地上に倒れてゐるドイツ兵を啄んでゐるところを描き、「諸君よ、フランスのために黄金を獻ぜよ。黄金は戰捷を得るために戦ひつゝあり」と訴へ、あるものはフランス國民兵が「予は

組合に共同積立をするのだから、その積立額が十六片宛にする毎に債券を購入しておき、各人の儲金が十六週になつたとき、組合からさきに購入しておいた日附の早い債券を受取り、その間の利子が手に入るわけである。又この際、無盡譲のやうに債券を籠で引いてうまく當つた人から先に入手するといふ方法もある。

又このほか、組合の方法としては、「組合貯蓄切手」と稱する六片宛の小札を一定のカードにはつて置き、三十二枚に達したとき、貯蓄債券の一枚と交換してもらふやうな手軽な方法もある。また、一般國民の貯蓄心を喚起するのに大いに役立つた。ある工場では雇主が貯蓄奨勵の意味で、最初の六片

た。又ある葉書には砲手が砲に財布を装填したところが描かれ「第二回軍事公債よ、弾薬を送れ」と叫んでゐるのがあつた。



第一回國防貯蓄証券は廣汎な國民一般を直接對象として郵便出納官吏の手を経て發行された。額面は

百法、五百法、千法の三種。期限は三ヶ月、六ヶ

月、一ヶ月の短期とし、利率はすべて五分、しかも利子は先拂としたから、當時の一般貯蓄金庫の利率二分七厘五毛に比し非常に高利な上種々特典まであつた

ので、貯蓄成績が極めて良く、十八億六千九百萬法に達した。

第二回國防貯蓄証券は、更に零細資金を集めるために、一ヶ月につき三參二十法券は一ヶ月八參を加へることとし、満期後に於ては、五法券は五法二十五參、二十法券は二十一法で償還する等の特典を賦與したの

で、小貯蓄者の應募が多く、政府は一九一五年度だけで實に五十三億四千三百萬法の多額を吸收した。

#### ■ ■ ■ ドイツ ■ ■ ■

ドイツの敗戦には色々の原因があげられよう。當時の財政、經濟政策の可否についてはしばら論議の対象となるところであるが、公債政策についてはなかなかの上成績であつた。軍事公債の發行は、巨大な戦費を調達するため、一九一四年九月を第一回とし、一九一八年九月まで九回にわたつて行はれ、九百九十二億六千五百マルクの應募に成功してゐる。

戰債募集に對しては特に小投資家と貯蓄者の零細資金の吸收につとめ、常にあらゆる強力な方法がとられた。バーデン國大藏大臣は第三回募集に際して、官吏、労働者並びに國庫から俸給を受ける教師の應募を容易にするために、命令を發して國庫自ら申込を取り、この額を毎月の俸給中から控除する便法をとり、

フランクフルトアム・マイン市内のメルツ化學工場で

は、その社員と労働者に對し、その應募額を前貸し給料日に月賦で返済させ、完全に全額の辨済をなしたときはその十分の一を贈與することとした。又貯蓄銀行は小貯蓄者のために、その應募戦時公債の保管だけではなく、これが擔保貸付の途をひらいた。その他あらゆる方法が講ぜられ、軍事公債は戦費約千四百億マルクの約六割を賄つたといはれドイツの貯蓄運動には切迫した真質味が加はれてゐた。

#### ■ ■ ■ アメリカ ■ ■ ■

アメリカの貯蓄奨励運動は、英、佛、獨等と少しく趣を異にし、財政的理由といふよりは、いはゞ道德的意圖が含まれてゐた。歐洲大戰が擴大して、歐洲諸國から軍需品の注文が殺到し、戰争景氣に酔つた結果労働者をはじめ一般に奢侈の風習が現はれて來たので、浪費の弊風を矯めるため貯蓄心を涵養し、國民に戦時意識を喚起させようとしたのが、この運動である。そ

の方法は、戰時貯蓄債券の賣出しが主であつた。

### 戦時貯蓄機関

この組織は大體イギリスと同様で、中央に大蔵卿の任命する一名の委員長と四名の委員から成る「戦時貯蓄中央委員会」、その下に全國各地に「地方委員」「州委員」「郡委員會」「市町委員會」等があつて、第一線はやはり「戦時貯蓄組合」である。

イギリスと異つてゐる點は、彼が債券の應募團體だつたのに對して、これは債券勸誘機關で、學校、俱樂部、教會、工場、事務所その他ざんな場所にでも十人以上ならば組合を組織出来る仕組みになつてゐることである。

この運動はまづ各學校で燃え上つた。貯蓄と投資に關する課目は正科とされ、新らしい教科書にはこれに關する教材がもられ、どの學校にも貯蓄組合が生れた。組員となつた生徒は自己の労力で得た收入を貯蓄するのを建前とし、學生生徒が新聞の賣子や家事農事の手傳ひを行つたりして大いに愛國熱の高揚に役立

つた。労働團體の貯蓄組合も政府の勸奨方針がきいて断然多く、貯蓄債券の割賦方法が採用され、債券の賣上げを高めた。このほか共濟組合がその剩餘積立金を投資するもの多く、國柄だけに自立つてゐるのは婦人團體の活動振りである。「ジャンドーアクはフランスを救へり。米國婦人は戦時貯蓄債券を購つて自國を救へ」とのボスターがかゝげられ、婦人が先頭に立つて貯蓄奨励を行ひ、節約運動に乗出したものである。とにかく一九一八年十月までに組合總數十五萬を數へた。

### 戦時貯蓄債券

これには「合衆國節約切手」「戦時貯蓄債券切手」「戦時貯蓄債券」の三種がある。

「節約切手」は一九一七年十二月三日、券面通り一枚二十五仙で賣出された。

無利子で、それ自身現金で直接償還されることはない。この切手は無代で與へられる「節約臺紙」にはるため、臺紙面の十六の空欄が全部なくなると、その價

額は四弗となり、「滿貼の『節約臺紙』は一九一八年十二月三十日もしくはそれ以前に「戦時貯蓄債券切手」と交換することが出来る。但しこの際四弗と「貯蓄債券切手」の特價との差額を支拂ふものとする。

「貯蓄債券切手」は、五年満期のもので、満期償還額

は五弗、それ以前は一ヶ月毎に十仙安の特價を付し、郵便局その他で賣出す。

「戦時貯蓄債券」は貯蓄債券切手一枚以上をはつてある證券で、この債券には債券切手二十枚をはることが出来るやう印刷されて居り、全部二十枚を貼付した債券は、五年後百弗の償還債額を有するもので、特價解約支拂の便法、利子の免稅等の特典がある。

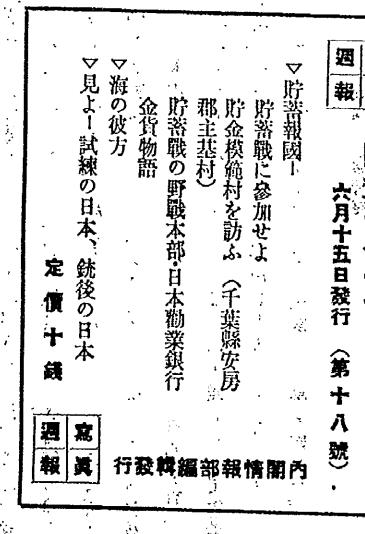
これらの債券の賣出しは、一九一八年には「貯蓄戰

といふ宣傳がきいて最も活況を呈し九億六千萬弗、

休戦後は減つたが、一九一七年から一九二〇年までに

十一億七千六百萬弗に達し、イギリスに匹敵する成績を收めた。

この債券は戦後も引續き發行されたが、「あまり利



## 貯蓄組合規約の一例

(貯蓄組合はからして  
つくる(十五頁)参照

何々國民貯蓄組合規約（官公署銀行會社工場等ニ適用ノモノ）

二 貯蓄心ノ普及涵養ヲ圖ルコト  
第六條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

第一條 本組合ハ國民貯蓄團體ノ起業ニ依リ非常時貯蓄糾済  
政策ニ協力シ時蓄報國ノ實ヲ勵グル爲貯蓄ヲ勵行スルヲ以  
テ目的のトス

**第七條** 本組合ノ役員ハ無報酬トス  
**第八條** 総合長ハ「ヲ以テ之ニ充ツ」  
**(註)** 「」」ノ箇所ニハ「局(課)長」、「社長」、「支店  
長」、「工場長」等ト記入スルコト

(註)「」ノ箇所ニハ「何局(課)」、「何會社本店」、「何銀行何支店」、「何會社何工場」等ト記入スル。

理事ノ内一名ヲ常務理事トシテ、以テ之ニ充テ其ノ  
他ノ理事ハ組合員中ヨリ組合長之ヲ委嘱ス。  
(註)「」ノ箇所ニハ「會計課長」、「文書係長」等ト  
記入スルコト

第五條 本組合ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ  
一 組合員ノ  
(註) 一 「」ノ簡所ニハ「郵便貯金」、「銀行預金」、「時

**第九條** 理事(常務理事ヲ除外)及評議員ノ任期ハ一ヶ年トス  
**第十條** 組合員ハ組合ヲ代表シ組合ノ事務ヲ統理ス  
**理事ハ組合長ノ旨ヲ承ケ組合ノ事務ヲ處理ス**

掛金」、「國債證券ノ購入」又ハ「貯蓄債券ノ購入」等  
金額ノ多寡其ノ他ノ事情ニ應シ適當ト認ムル貯蓄  
方法ヲ定メテ記入スルコト

第十一條 組合員ハ別表ノ標準ニ依リ貯蓄ヲ行フモノトス  
前項ノ規定ニ依ル貯蓄ノ方法ハ「」ニ依ルモノトス  
(註) 「」ノ箇所ニハ第五條第一號ニ掲ゲタル貯蓄

1

卷之三

4

卷之三

於テ前條ニ依ル組合員ノ貯蓄額ヲ支給額ヨリ差引キ組合員ノ名ニ於テ「

ノ場合ノ外拂戻セザルモノトス

二 貯金(預金)等ニ付テハ郵便局(銀行、信用組合等)ヨリ出張取扱ノ便宜ヲ受クレ途モアレバ

(註) 一 特別ノ事由ニ付テハ前條ノ註ニ同ジ

合意務負ニ否認シテ取扱ハシムルコトトスルモノナルコト

債證券(貯蓄債券等)ハ左ノ場合ノ外返還セザ

組合財金通帳」、「無溝通帳」又八「購入國債證券(貯蓄債券)」新規制

ルトキ

リ證)ヲ閱覽スルコトヲ得  
第十四條 純金買不遜ノ災害其ノ由特制ノ事日三夜ノ日暮

スル證明ハ組合長ノ印ヲ以テ之ヲ爲モノトス  
本現内質書

本條ノ特別ノ事由トハ出征、長期ニ亘ル疾病等眞

約ハ昭和十三年 月 日ヨリ之ヲ實施ス

(41)

(40)

別案(二)賞

給料額ニ對スル割合ヲ基準トスル案

|                    |            | 月額百圓以下ノモノニ適用 |          | 月額百圓ヲ超ユルモノニ適用 |           |  |
|--------------------|------------|--------------|----------|---------------|-----------|--|
|                    |            | 扶養家族ナキモノ     | 同三人以下    | 扶養家族ナキモノ      | 同三人以下     |  |
|                    |            | 同四人以上        | 同四人以上    | 同四人以上         | 同四人以上     |  |
| 二十割以下              | 百分ノ二十五以上   | 百分ノ十以上       | 百分ノ五以上   | 百分ノ三十以上       | 百分ノ十五以上   |  |
| 三十割以下              | 百分ノ三十五以上   | 百分ノ十五以上      | 百分ノ十以上   | 百分ノ三十五以上      | 百分ノ二十以上   |  |
| 四十割以下              | 百分ノ四十以上    | 百分ノ二十五以上     | 百分ノ二十以上  | 百分ノ四十以上       | 百分ノ二十五以上  |  |
| 五十割以下              | 百分ノ五十以上    | 百分ノ三十以上      | 百分ノ二十以上  | 百分ノ五十以上       | 百分ノ三十以上   |  |
| 六十割以下              | 百分ノ六十以上    | 百分ノ二十五以上     | 百分ノ二十以上  | 百分ノ六十五以上      | 百分ノ三十五以上  |  |
| 六十割超過              | 百分ノ七十以上    | 百分ノ三十五以上     | 百分ノ三十以上  | 百分ノ四十以上       | 百分ノ七十以上   |  |
| (一) 債給給料           | (二) 債給給料   |              | 扶養家族ナキモノ |               | 家族三人以下ノモノ |  |
| 増加額中増加前ノ額ニ相當スル額    | 第一表ノ割合ヲ適用ス | 同            | 上        | 同             | 上         |  |
| ニ達スル迄ノ部分ニ相当スル額     | 百分ノ三十以上    | 百分ノ十以上       | 百分ノ五以上   | 百分ノ四十以上       | 百分ノ三十五以上  |  |
| 増加額中増加前ノ額ニ相当スル額    | 百分ノ五十      | 百分ノ三十        | 百分ノ五     | 百分ノ五十以上       | 百分ノ四十五以上  |  |
| ヲ超エ百四ニ達スル迄ノ部分ニ相當   | 百分ノ六十以上    | 百分ノ四十以上      | 百分ノ三十以上  | 百分ノ四十以上       | 百分ノ三十五以上  |  |
| 超ユル部分ニ相当スル額ト合セ月百圓ヲ | 百分ノ八十以上    | 百分ノ七十以上      | 百分ノ六十以上  | 百分ノ四十以上       | 百分ノ三十五以上  |  |
| 超ユル部分ニ相当スル額ト合セ月百圓ヲ | 百分ノ八十以上    | 百分ノ七十以上      | 百分ノ六十以上  | 百分ノ四十以上       | 百分ノ三十五以上  |  |

(43)

| (1) 賞與   |          | 扶養家族ナキ者  | 同三人以下ノ者  | 同四人以上ノ者  |
|----------|----------|----------|----------|----------|
|          |          | 扶養家族ナキ者  | 同三人以下ノ者  | 同四人以上ノ者  |
| 五百圓以下ノモノ | 百分ノ三十以上  | 百分ノ二十以上  | 百分ノ一・五以上 | 百分ノ〇・五以上 |
| 二百圓以下ノモノ | 百分ノ三十五以上 | 百分ノ二十五以上 | 百分ノ三以上   | 百分ノ一以上   |
| 一百圓以下ノモノ | 百分ノ四十以上  | 百分ノ二十以上  | 百分ノ二以上   | 百分ノ一以上   |
| 五百圓以下ノモノ | 百分ノ四十五以上 | 百分ノ三十五以上 | 百分ノ三以上   | 百分ノ二以上   |
| 二千圓以下ノモノ | 百分ノ五十以上  | 百分ノ三十五以上 | 百分ノ三以上   | 百分ノ二以上   |
| 五千圓以下ノモノ | 百分ノ六十以上  | 百分ノ四十五以上 | 百分ノ三十五以上 | 百分ノ二十五以上 |
| 五千圓以下ノモノ | 百分ノ七十以上  | 百分ノ五十五以上 | 百分ノ四十五以上 | 百分ノ三十五以上 |
| 五千圓以下ノモノ | 百分ノ八十五以上 | 百分ノ六十五以上 | 百分ノ五十五以上 | 百分ノ四十五以上 |
| 五千圓以下ノモノ | 百分ノ九十五以上 | 百分ノ七十五以上 | 百分ノ六十五以上 | 百分ノ五十五以上 |

(42)

| 扶養家族アルモノ | 扶養家族ナキモノ | 第一表ノ割合ヲ適用ス | 扶養家族ノ相當スル額 | 增加前ノ額ニ相當スル額                | 賞與額                          |
|----------|----------|------------|------------|----------------------------|------------------------------|
| 百分ノ八十以上  | 百分ノ四十以上  | 百分ノ六十以上    | 百分ノ七十五以上   | 百分ノ一百圓ニ達スル迄ノ部分ニ相当スル額       | 增加額中増加前ノ額ト合せ百圓ニ達スル迄ノ部分ニ相当スル額 |
| 百分ノ七十以上  | 百分ノ五十以上  | 百分ノ八十五以上   | 百分ノ九十五以上   | 百分ノ一百圓ヲ超エ二百圓ニ達スル迄ノ部分ニ相当スル額 | 增加額中増加前ノ額ト合せ二百圓ヲ超ユル部分ニ相当スル額  |
| 百分ノ九十以上  | 百分ノ九十以上  | 百分ノ九十五以上   | 百分ノ九十五以上   | 百分ノ一百圓ヲ超エ二百圓ニ達スル迄ノ部分ニ相当スル額 | 增加額中増加前ノ額ト合せ二百圓ヲ超ユル部分ニ相当スル額  |

(44) 賞與

【備考】

- 一 増加所得算定ノ基礎タル事變前トハ昭和十一年ヲ指ス
- 二 扶養家族トハ世帶主以外ノ者ヲ指ス
- 三 世帶主以外ノ組合員ニツイテハ「扶養家族ナキモノ」ノ割合ヲ適用スルコト、但シ主トシテソノ者ノ所得ニ依リ生計ヲ營ムガ如キ場合ニ於テハ之ヲ世帶主ト看做スコト
- 四 日給者ニツイテハ前月中ノ給料(賃銀)ノ實收額ヲ以テソノ月額ト看做スコト
- 五 臨時手當ニツイテハ給料ノ加給ト看做サルモノハ給料ニ加算シ、賞與ノ性質ヲ有スルモノハ賞與ニ加算スルコト
- 六 賞與ニ對スル割合ハ一年一回支給ノ場合ヲ豫想シタルモノナルヲ以テ、年二回以上支給スル向キニアツテハソノ割合ヲ適當ニ引上げルコト

七 重役、事業主等モ組合ニ加入スルモノトシ、ソノ貯蓄額ニツイテハ適當ニ之ヲ定メルコト  
八 貯蓄額ノ割合ヲ定メルニツイテハ、大都市ト地方トノ生活上ノ相違、自己家屋居住者ト借家住者トノ別、多額ノ負債ヲ有スル者等倅個ノ事情ヲ考慮スルコト  
九 事變前ニ於テ失業、病氣等ノ爲所得ナカリシ者又ハ所得ノ著シク少額ナリシ者ニツイテハソノ増加所得額ニ適用スベキ割合ヲ適當ニ斟酌スルモ可ナルコト  
一〇 事變前ニ比シ所得ノ増加シタル者ニアツテモ時局ノ影響ニ依リ特ニ増加シタルニ非ズシテ定期昇給等ノ如キ自然増加ノ者ニツイテハソノ貯蓄額ノ割合ヲ適當ニ斟酌スルモ可ナルコト  
一一 一本組合以外ニ於テ別ニ貯蓄スル者ニツイテハソノ貯蓄額ノ割合ヲ適當ニ斟酌スルコト

(44)

- ◆官廳刊行物だより
- ◆白衣の勇士に拂ぐ「無手隻脚の生活」 国民精神總動員中央聯明団託中山越太郎氏が兩手片脚を失つた不自由な體で、小學校、中學校、大學を卒業、中等教員の免許狀を下附され、逆境に抗して明るい生活を確立するまでの體験を發表したもの。二四頁(發行所總理直轄課、同聯託、價四錢、送科一〇部まで貯蓄額ノ割合ヲ適當ニ斟酌スルコト)
- ◆「國民精神總動員實踐網要項」・「實踐網とは」 (届書とも發行國民精神總動員中央聯託、價五厘、送科五〇部まで三錢)
- ◆昭和十一年「死因統計」(内閣統計局) 九八三頁 發行所内閣印刷局(定價七五〇錢、送科不要)
- ◆「帝國及列國の陸軍」(昭和十三年度版、陸軍省) 陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概觀(概要、建軍の様式、兵役制度、平時兵力、軍の裝備、航空及び防空、國家總動員施設、陸軍豫算、列國陸軍概觀(歐洲國、中華民國、ソ聯邦、米國、英國、佛國、獨國、伊國、波蘭その他) 一九六頁(希望者は送科六錢封入、陸軍省新聞班へ申あはば若干部數を限り無料で頒布する)

(45)





週

報

昭和十二年六月十五日第三回発行  
毎週一回水曜日発行 第八十七號



(本書の大きさは國定規格A5判)

**國** 策に順應して生れた、國産自動車として發表以來皇軍の御用を蒙り前線に於て多數御役に立つてゐる事は深く光榮と致す處であります。

**銃** 後に於ても自家用車、タクシー、トラック、及びバスとして全國を通じ多大の御用命を蒙り圓滑に御需要をみたすことが出来まして誠に感謝に堪へません。今後一層の御召願御愛用を願ひ上げます

東京・日産自動車販賣株式會社・丸の内